

教総第5025号
令和4年3月18日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月24日から3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日に全面解除されることや、県内感染状況や学校及び保育施設を取り巻く状況を踏まえ、学校や保育所、認定こども園、幼稚園等における「新山梨方式」を終了し、濃厚接触者の候補者リストを作成し保健所に提供して検査を実施する方法に移行することに伴い、3月18日をもって一部改訂（適用日は3月22日）されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

教総第5025号
令和4年3月18日

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月24日から3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日に全面解除されることや、県内感染状況や学校及び保育施設を取り巻く状況を踏まえ、学校や保育所、認定こども園、幼稚園等における「新山梨方式」を終了し、濃厚接触者の候補者リストを作成し保健所に提供して検査を実施する方法に移行することに伴い、3月18日をもって一部改訂（適用日は3月22日）されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

教総第5025号
令和4年3月18日

各教育事務所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月24日から3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日に全面解除されることや、県内感染状況や学校及び保育施設を取り巻く状況を踏まえ、学校や保育所、認定こども園、幼稚園等における「新山梨方式」を終了し、濃厚接触者の候補者リストを作成し保健所に提供して検査を実施する方法に移行することに伴い、3月18日をもって一部改訂（適用日は3月22日）されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

教総第5025号
令和4年3月18日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月24日から3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日に全面解除されることや、県内感染状況や学校及び保育施設を取り巻く状況を踏まえ、学校や保育所、認定こども園、幼稚園等における「新山梨方式」を終了し、濃厚接触者の候補者リストを作成し保健所に提供して検査を実施する方法に移行することに伴い、3月18日をもって一部改訂（適用日は3月22日）されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

山梨県教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750